

教えて! マイナンバー No.6



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

社会保障や税などの手続きには、通知カードと運転免許証などの本人確認書類を持参してください



社会保障や税などの分野における市役所の手続きの際に、マイナンバーの記載とマイナンバーおよび本人を確認する書類の提示が必要となります。マイナンバーを記載する手続きを行う際には、お手数ですが、通知カードと運転免許証などの本人確認書類を持参してください。

マイナンバーを記載する手続きの際には、「a. マイナンバーの確認」と「b. 本人であることの確認」のための書類の提示が必要です。

a. マイナンバーの確認	b. 本人であることの確認
次の①～③のうちいずれか ①マイナンバーカード ②通知カード ③マイナンバーが記載された住民票の写しまたは住民票記載事項証明書	次の①～③のうちいずれか ①マイナンバーカード ②運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 などの書類 (写真付き) のうち1つ ③上記①②が困難であると認められた場合は、公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書 などの書類のうち2つ

【注】 郵送による手続きを行う場合は、上記書類の写しなどの提出が必要です。



■ホームページ 内閣官房 社会保障・税番号制度ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

■マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178(無料) 平日 午前9時30分～午後10時

土・日曜日、祝日 午前9時30分～午後5時30分(年末年始12月29日～1月3日を除く)

■問合せ先

・通知カード、個人番号カード、コンビニ交付に関すること

戸籍住民課 住民記録担当 ☎ 055(262)4111

・そのほかマイナンバーに関すること

情報政策課 情報化推進担当 ☎ 055(262)4111